

防府市監査委員の所管に係る情報通信技術を活用した  
行政の推進に関する要綱

令和5年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資するため、監査委員への申請、届出その他の手続等を電子情報処理組織（監査委員の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要綱等 要綱、要領その他これに類するものであって、法令、条例及び規則以外の規定をいう。
- (2) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (3) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (4) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の要綱等の規定に基づき監査委員に対して行われる通知をいう。
- (7) 通知 要綱等の規定に基づき監査委員が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

(8) 縦覧等 要綱等の規定に基づき監査委員が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 要綱等の規定に基づき監査委員が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、通知、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 監査委員は、申請等のうち当該申請等に関する他の要綱等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該要綱等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の要綱等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該申請等に関する要綱等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、監査委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に監査委員に到達したものとみなす。

4 監査委員は、申請等のうち当該申請等に関する他の要綱等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該要綱等の規定にかかわらず、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請書等と併せて送信すること又は監査委員の定める方法により当該申請等を行ったものであることを確認するための措置を講ずることをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の要綱等の規定において金銭の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該金銭の納付については、当該要綱等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法で申請等によって得られた納付情報により納付する方法をもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、

申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合には、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による通知）

第4条 監査委員は、監査委員が行う通知のうち当該通知に関する他の要綱等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについて、当該要綱等の規定にかかわらず、当該通知を書面により行うときに記載すべきこととされている事項を、監査委員の定めるところにより、監査委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該通知を受ける者に対して通知することにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知に関する他の要綱等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関する要綱等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 監査委員は、当該通知に関する他の要綱等の規定により署名等をするものと規定されているものについては、第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該要綱等の規定にかかわらず、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請書等と併せて送信することをもって当該署名等に代えることができる。
- 5 通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、通知に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合には、当該

通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 監査委員は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の要綱等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該要綱等の規定にかかわらず、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の要綱等の規定により書面等に行われたものとみなして、当該要綱等その他の当該縦覧等に関する要綱等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 監査委員は、作成等のうち当該作成等に関する他の要綱の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該要綱等の規定にかかわらず、当該作成等を書面等により行うときに記載すべき事項を監査委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもって調製する方法により、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等に関する他の要綱等の規定に規定より書面等により行われたものとみなして、当該要綱等その他の当該作成等に関する要綱等の規定を適用する。

3 監査委員は、作成等のうち当該作成等に関する他の要綱等の規定により署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該要綱等の規定にかかわらず、電子署名をもって代えることができる。

（適用除外）

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の通知に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の要綱等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他要綱等で定める書類等であって当該申請等に関する他の要綱等の規定において当該申請等の際し添付することが規定されているものについては、当該要綱等の規定にかかわらず、監査委員が、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。